

史跡鳥取藩主池田家墓所保護事業補助金交付要綱

平成19年6月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡鳥取藩主池田家墓所保護事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、史跡鳥取藩主池田家墓所の管理運営に要する経費及びその保存活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表左欄に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表右欄に掲げるとおりとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額から本補助金以外の補助金（国庫補助金・県補助金）を除いた額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請には、規則第4条第4号のその他市長が必要と認める書類として資金計画書を添付しなければならない。

(交付の時期)

第8条 本補助金は、公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会の運営が円滑に行われるよう資金計画書に基づいて交付する。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業に係る本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助対象事業に係る本補助金の総額の20%を越える減額を伴う変更
- (3) 補助対象事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更

(着手届)

第10条 本補助金の交付に係る事業は規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費
(1) 史跡鳥取藩主池田家墓 所内の管理運営及び保護 啓発に関する事業	報酬（手当含む）、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金
(2) 史跡鳥取藩主池田家墓 所内の保存修理工事等に 係る史跡の保存及び活用 に関する事業（史跡整備 等に係る国庫補助金の交 付要項に準じるものに限 る。）	報酬（手当含む）、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費